

水質検査結果チェックシート 令和6年4月1日現在（引用 厚労省通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」別添1）

定期検査項目		基準値	省略可否	通常頻度 (下記回数以上)	検査回数減 (※条件1：原水変化要因なし 及び過去3年の結果)	検査回数減 (※条件2：原水変化要因なし 及び過去3年の結果)	省略条件 (できる規定)
1	一般細菌	100個/mL以下	不可	1回/1月	不可	不可	不可
2	大腸菌	検出されないこと	不可	1回/1月	不可	不可	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし ※条件3
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし ※条件3
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし ※条件3
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺・薬品、資機材等使用に変化なし ※条件4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし ※条件3
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺・薬品、資機材等使用に変化なし ※条件4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	減可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	不可
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	減可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし ※条件3
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし ※条件3
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
21	塩素酸	0.6mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下	省可	1回/3月	不可	不可	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし※条件3（オゾン、次亜塩素酸使用の場合は省略不可）
27	総トリハロメタン	0.1mg/以下	不可	1回/3月	不可	不可	不可

※条件1
水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、すべて基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。ただし、過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。

※条件2
水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、すべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。

※条件3
過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

※条件4
過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

黄色の11項目及び味を除いた項目（白地の項目）については、少なくとも年1回は原水についても検査を実施すること。

定期検査項目		基準値	省略可否	通常頻度 (下記回数以上)	検査回数減 (※条件1：原水変化要因なし 及び過去3年の結果)	検査回数減 (※条件2：原水変化要因なし 及び過去3年の結果)	省略条件 (できる規定)
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	不可
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	不可	1回/3月	不可	不可	不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺・薬品、資機材等使用に変化なし※条件4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺・薬品、資機材等使用に変化なし※条件4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺・薬品、資機材等使用に変化なし※条件4
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺・薬品、資機材等使用に変化なし※条件4
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし※条件3
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし※条件3
38	塩化物イオン	200mg/L以下	減可	1回/1月	1回/3月（自動連続測定及び記録（日常点検による監視、測定及び記録含む）の場合）		不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし※条件3
40	蒸発残留物	500mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし※条件3
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし※条件3
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	省可	1回/1月（当該物を発生する藻類の発生が少ない時期を除く）	不可	不可	基準値1/2超過なし、原水周辺（藻類含む）の変化なし
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	省可		不可	不可	基準値1/2超過なし、原水周辺（藻類含む）の変化なし
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし※条件3
45	フェノール類	0.005mg/L以下	減省可	1回/3月	1回/1年（基準値1/5以下）	1回/3年（基準値1/10以下）	基準値1/2超過なし、原水周辺の変化なし※条件3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	減可	1回/1月	1回/3月（自動連続測定及び記録（日常点検による監視、測定及び記録含む）の場合）		不可
47	pH値	5.8以上8.6以下	減可	1回/1月	1回/3月（自動連続測定及び記録（日常点検による監視、測定及び記録含む）の場合）		不可
48	味	異常でないこと	減可	1回/1月	1回/3月（自動連続測定及び記録（日常点検による監視、測定及び記録含む）の場合）		不可
49	臭気	異常でないこと	減可	1回/1月	1回/3月（自動連続測定及び記録（日常点検による監視、測定及び記録含む）の場合）		不可
50	色度	5度以下	減可	1回/1月	1回/3月（自動連続測定及び記録（日常点検による監視、測定及び記録含む）の場合）		不可
51	濁度	2度以下	減可	1回/1月	1回/3月（自動連続測定及び記録（日常点検による監視、測定及び記録含む）の場合）		不可